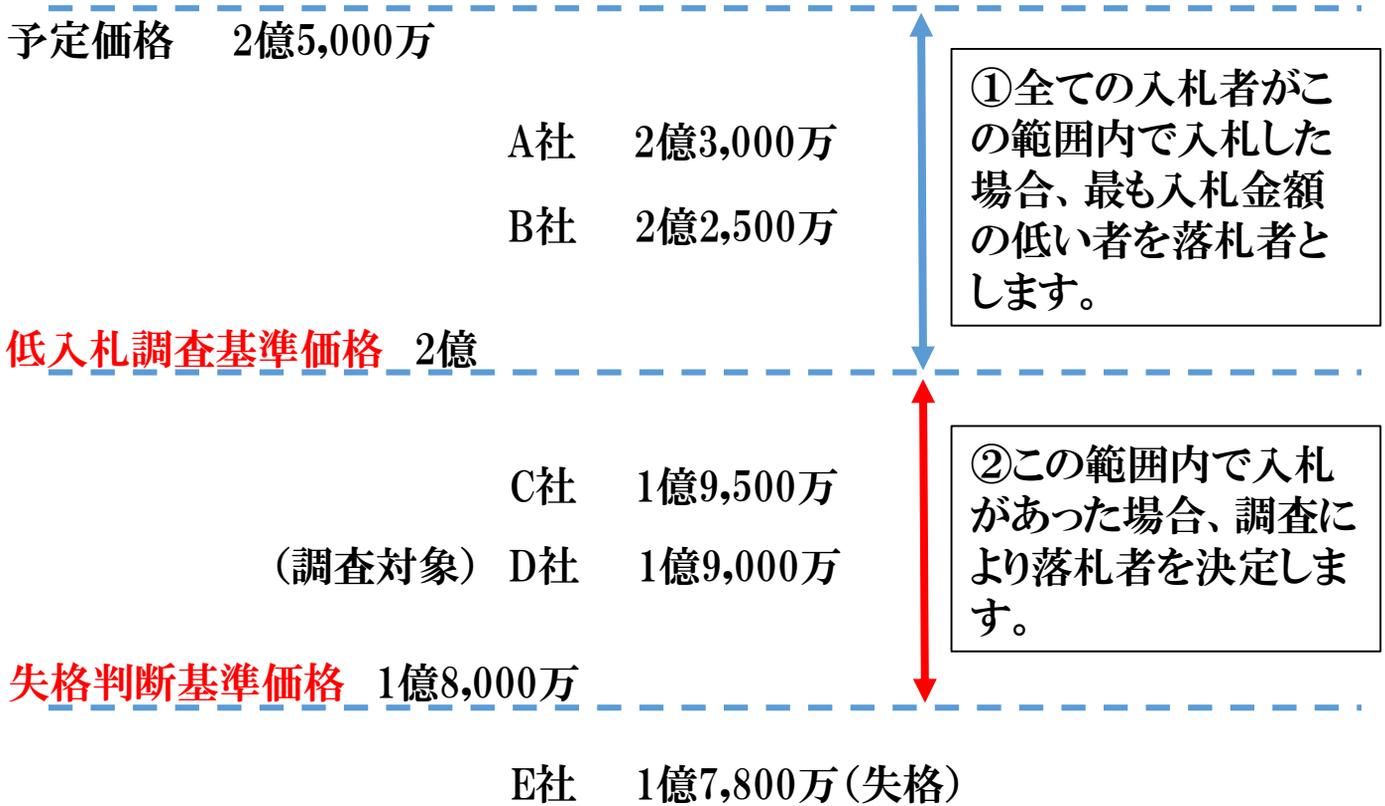


3 低入札価格調査制度における落札者の決定方法



① 全ての入札者が予定価格制限範囲内の価格かつ低入札調査基準価格以上で入札した場合、最も低い入札金額で入札した者を落札者とします。

② 失格判断基準価格以上の価格かつ低入札調査基準価格未満の価格で入札した者があった場合、最も低い入札金額で入札した者から順に、契約しようとする内容に適合した履行の可能性を調査したうえで落札者を決定します。(上記の場合、D社→C社の順に調査します。)

※失格基準価格未満の価格で入札した者は、調査を行わず失格とします。